

企業会計基準委員会 殿

「企業会計基準公開草案第1号・自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(案)」に關しまして、僭越ながら、下記コメントを申し述べさせていただきます。貴委員会の最終的な会計基準の検討の一助になれば幸いに存じます。

記

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(案)

会計基準16

「その他資本剰余金は、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益等その内容を示す科目に区分する。」

(コメント)

自己株式の処分は新株の発行と同様の経済的実態を有するものと考えられ、自己株式処分差益は払込剰余金に性格に近い。従って自己株式処分差益は、本来的には資本準備金に含めるべきとも考えられる。しかし商法上、資本準備金が限定列挙されていることから、本会計基準はやむをえないと考える。商法の改正により、資本準備金とその他資本剰余金を区分する意味合いは薄れてきていると考えられる。将来的には会計的には、資本準備金とその他資本剰余金を区分せず、資本剰余金として一本化することも検討してもよいのではないか。

会計基準22

「自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、その他利益剰余金のうち当期末処分利益から減額する。その他資本剰余金を減額する場合、自己株式処分差益から構成される部分をまず減額し、減額しきれない場合は資本金及び資本準備金減少差益から構成される部分を減額する。」

(コメント)

自己資本処分差損のうち、その他資本剰余金から減額しきれない場合に、当期末処分利益から減額するのは、処分差益の処理との一貫性がないと考えられる。あくまで資本の払い戻しの性格ととらえるならば、その他資本剰余金のマイナス表示とするのも一案ではないか。

会計基準 28

「自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する。」

(コメント)

自己株式取得のための費用は資本取引の一環として発生するものと考えられるため、自己株式の取得に関する費用は取得原価に算入し、処分及び消却に関する付随費用は、自己株式処分差額等の調整とすべきと考える。しかし現行の商法上、新株発行費用は資本から減額できないことからやむを得ないと考えるが、将来の商法改正も必要になると思われる。

以上

公認会計士 内山晃一

公認会計士 松本英三郎

1月18日に貴委員会宛てにメール致しましたが、通信不良のため、送信できませんでした。

再送させていただきます。ご了承頂けますようお願い申し上げます。